

保育園の利用について（外国籍の保護者のかた向けのご案内）

保育園に入園するには手続きが必要です。保育園を利用するためのてびきは保育幼稚園課のほか川口駅前行政センター、東川口駅前行政センター、各支所で配布をしています。申込に必要な書類はてびきの中に同封してあります。申込をするときは、以下の内容をよく確認してから申込をしてください。

【概要】

○保育園とは

小学校に入る前の児童（子ども）の保護者（お父さんとお母さん）が仕事をしていたり、病気などのため、家で保育が出来ない場合に、小学校に入る前の児童を保護者に代わり保育する施設です。

○入園条件

- ・保護者・申込児童が川口市に住んでいて、住民登録をしていること。
- ・就労可能な在留資格または資格外活動許可があること。
- ・保育の必要性があること。

保育の必要性の判断基準

- ①会社または自宅で月に64時間以上働いている場合
- ②出産をする場合
- ③病気や障害のため、家で保育することができない場合
- ④病気や障害のある人を月に64時間以上介護している場合
- ⑤大学、専門学校等に月に64時間以上通学している場合
- ⑥求職活動（仕事を探している）をしている場合
- ⑦災害復旧にあたっている場合
- ⑧虐待や家庭内暴力の危険にさらされている場合

【必要な手続き】

○手続きの方法

市役所で決められた入所申込書類を記入し、保護者（お父さんとお母さん）それぞれの状況に応じて必要な書類（就労証明書等）を提出してください。保護者が外国籍である場合は在留カードの写し（両面）も必要になります。その他必要な書類については、「保育施設利用のご案内」を確認してください。

○提出先 川口市役所保育幼稚園課（郵送または持参）

郵送の場合は、締切日の16時30分必着となります。

○申込時期

- ・4月に入園…前年の10月頃から受付 詳細は「保育施設利用のご案内」を確認してください。
- ・5月から3月に入園…入園したい月の前の月の5日まで（休日の場合は次の日）となります。

○保育園の費用について

保育料は世帯の収入、子どもの年齢によって異なります。川口市内の認可保育所は以下のとおりとなります。

- ①0～2歳児クラスの場合、月々の保育料がかかります。保育料は月額0円から69,000円です。保護者の前年度の所得に応じて計算されます。市民税の申告をしていない場合は、最高額となります。
- ②3歳児クラスから保育料はかかりませんが、月々の給食費がかかります。給食費の費用は利用施設により異なるので、施設に確認してください。

○日本語に慣れていない外国籍のかたについて

保育園の申込のやり取りは日本語となります。窓口には、話した言葉を日本語や外国語に言い換える翻訳機を使用することもあります。日本語に慣れていない外国籍のかたが申込する場合は、必ず日本語が話せるかたと一緒に来てください。

入園後の保育園とのやり取りも日本語となりますので、日本語に慣れていない外国籍のかたは日本語が話せるかたを必ず緊急連絡先にするなど、日本語での対応ができるようにしてください。

【注意点】

- ・在留資格のない人は入園できません。
- ・仕事を辞めて、家で保育できる場合は退園（保育園を辞める）となります。
- ・求職活動（仕事を探している）で申込をした場合、3か月以内に仕事ができないときは退園（保育園を辞める）となります。
- ・入園は当月1日からで、月の途中の入園はできません。
- ・申込をしても入れるとは限りません。
- ・ここに記載している内容は特に重要な部分をまとめたものです。詳細については、「保育施設利用のご案内」を必ず確認した上で申込してください。

【問合せ先】

川口市役所 保育幼稚園課 入所係（第二本庁舎3階） TEL 048-259-9043